

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和8年6月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ベルロード複合商業施設 彦根市長曾根南町481-2番地ほか
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
  - (1) 駐輪スペースについては適切に確保・管理し、駐輪場利用者に盗難防止のための施錠の徹底を促すとともに、周辺地区に自転車等が放置されることのないよう努めること。
  - (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始の日の30日前までに彦根市市民環境部生活環境課に届け出ること。
  - (3) 事業の実施に伴う騒音苦情が発生しないように防止対策を講じること。
  - (4) 近隣住民から騒音の苦情が発生した場合は、さらなる防止対策を講じるなどの迅速な対応を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
  - (2) 縦覧期間 令和8年6月5日から令和8年7月6日まで